

県南広域振興局長告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年11月7日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	指定年月日
そよ風薬局一関店	一関市上大槻街4番46号	平成20年6月1日
奥州市国民健康保険小児夜間診療所	奥州市水沢区字多賀21番地1	平成20年8月30日
ワカバ薬局	花巻市鍛冶町13番1号	平成20年9月1日